

議案第六十六号

港区立幼稚園入園料及び保育料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年九月十一日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立幼稚園入園料及び保育料条例の一部を改正する条例

港区立幼稚園入園料及び保育料条例（昭和二十二年港区条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「（入園できる者）」に改め、同条中「港区内に住所を有する者で小学校就学の始期に達するまでの」を「次に掲げる要件を満たす」に改め、同条に次の各号を加える。

一 港区内に住所を有すること。

二 保護者が当該幼児について子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二

十条第一項の規定により、原則として、同法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する旨の認定を受けていること。

付 則

この条例は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行の日から施行する。

（説明）

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の公布に伴い、区立幼稚園に入園できざる者の要件を改める必要があるため、本案を提出いたします。